

広島市告示第45号
令和5年2月9日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ユアーズ楠木店

(2) 所在地 広島市西区楠木町四丁目23番20ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

昭和染工株式会社

代表取締役 飯田 久見子

広島市西区楠木町四丁目1番16号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 1,819㎡

(変更後) 2,442㎡

(2) 大規模小売店舗内の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

No.	位置	収容台数
1	建物北側	10台
2	建物屋上	69台
	合計	79台

(変更後)

No.	位置	収容台数
1	建物北側	10台
2	建物屋上	68台
	合計	78台

(3) 大規模小売店舗内の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻	備考
株式会社ユアーズ	午前零時	午後12時	24時間営業
株式会社大野石油店	午前10時	午後12時	

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻	備考
株式会社ユアーズ	午前零時	午後12時	24時間営業
未定	午前9時	午後12時	

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

令和5年8月1日

(2) 駐車場の収容台数

平成13年8月29日付け大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定による届出時に錯誤

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

平成15年3月27日付け大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出時に錯誤

5 届出年月日

令和5年2月8日

6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(2) 広島市西区福島町二丁目2番1号

広島市西区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和5年2月9日から同年6月9日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和5年6月9日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課